

第9回 船橋市総合計画審議会 会議録

日時 令和3年10月22日（金） 14:00～16:00

場所 船橋市役所 9階 第1会議室

出席者

<出席委員>

宇於崎委員、牛山委員、柏木委員、中原委員、藤野委員、宮脇委員、屋代委員、土屋委員、平川委員、若生委員、稲垣委員、小淵委員、深尾委員、片桐委員、小林委員、矢部委員

<市出席者>

杉田副市長、企画財政部長

<事務局>

政策企画課長、政策企画課長補佐、政策企画課総合計画係長

<関係部局>

【防災・減災】

市長公室長、危機管理課長、地域福祉課長、保健総務課長、衛生指導課長、道路維持課長、下水道河川計画課長、建築指導課長、都市政策課長補佐

【消防】

消防局長、消防局総務課長、消防局予防課長、消防局警防指令課長、消防局救急課長

【市民活動、多文化共生・男女共同参画・平和】

市長公室長、総務部長、市民生活部長、国際交流課長、総務課長、職員課人材育成室長、自治振興課長、市民協働課長、家庭福祉課長

【生活安全・生活衛生、広報広聴・魅力発信】

市長公室長、市民生活部長、経済部長、広報課長、市民の声を聞く課長、市民安全推進課、商工振興課長、消費生活センター所長、衛生指導課長、環境保全課長

<欠席者>

大川委員、三須委員、萬屋委員

次第

1. 議題

- (1) 基本計画（素案）について
- (2) 基本構想（素案）答申案について

2. その他

- (1) 今後のスケジュール

傍聴者 2名

会議の公開・非公開の区分 公開

議事内容：

開会（14時00分）

○ 政策企画課長補佐

それでは、ただいまより第9回船橋市総合計画審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます、政策企画課の國澤です。本日の資料を確認させていただきます。

（資料の確認）

本日の審議は2時間程度を予定しております。また、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、会議途中で窓を開けて換気をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

続きまして、委員の出欠について御報告いたします。

本日は、三須委員、萬屋委員、大川委員より欠席の御連絡をいただいております。また、藤野委員及び深尾委員からは遅れて出席されるとの御連絡をいただいております。よって現時点で、来場の方が7名、オンライン参加の方が7名で、委員14名の方に御出席いただいておりますことから、船橋市総合計画審議会条例第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることを御報告いたします。

また、傍聴につきましては、事前に傍聴者の定員を10名程度として市のホームページに掲載させていただきました。本日傍聴者につきましては、会場の関係から別室にてオンラインで傍聴する形式となっております。

なお、本日2名の傍聴者がいらっしゃいますことを御報告いたします。

それでは、船橋市総合計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。宮脇会長、よろしくお願いいたします。

○ 宮脇会長

議事に入る前に、傍聴者の方に傍聴用の別室に入場いただきます。傍聴者の方は、受付の際にお渡しした「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、本日の議題である「基本計画（素案）について」、審議対象の基本施策について、事務局より説明をお願いします。

1. 議題

(1) 議題1「基本計画（素案）について」

○ 政策企画課長

基本計画（素案）の内容について御説明いたします。今回の審議対象は、11_防災・減災、12_消防、13. 市民活動、14. 多文化共生・男女共同参画・平和、16. 生活安全・生活衛生、24. 広報広聴・魅力発信の6つの基本施策となります。それでは順に概要について御説明いたします。資料1を御覧ください。

【基本施策 11. 防災・減災】

「防災・減災」の分野について御説明いたします。平成23年の東日本大震災や令和元年の台風第15号及び第19号をはじめとした度重なる自然災害により、本市においても大きな被害が発生しました。大規模な地震や風水害など様々な自然災害の被害を軽減するため、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。このことを踏まえ、この「防災・減災」の分野では3つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「地域防災力の向上」です。この施策では、行政、市民及び関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、自主防災組織の充実や市民の防災意識の向上、災害発生時における避難体制の充実を図ります。

2つ目の施策は「防災体制の充実」です。この施策では、災害時に迅速に応急活動を実施す

るため、災害時における非常通信手段の充実、避難所機能の強化及び医療体制の整備等を図ります。

3つ目の施策は「都市防災機能の向上」です。この施策では、地震による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、橋りょうや下水道の耐震化を推進するほか、民間の住宅や建築物の耐震化を促進します。また、台風や集中豪雨等に伴う洪水や内水氾濫による浸水被害を軽減するため、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設等の整備や河川、排水路及び排水機場の老朽化対策を推進します。さらに、津波・高潮による浸水被害を防ぐため、国や県による海岸保全施設の早期整備を促進します。

【基本施策 12. 消防】

「消防」の分野について説明いたします。火災や大規模な災害等から市民を守るため、火災予防の推進や消防力の充実・強化、消防団の活性化等を図るとともに消防と医療機関との連携を強化し、円滑な救急体制を構築する必要があります。このことを踏まえ、この「消防」の分野では3つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「火災予防の推進」です。この施策では、火災の発生を未然に防ぐとともに、火災が発生した際の被害を最小限に抑えるため、建物の立入検査や消防用設備等の不備について是正及び指導を図ります。また、市民や事業所等への防火意識の高揚を図るため、各種広報媒体を活用した火災予防広報活動を推進します。

2つ目の施策は「消防体制の充実」です。この施策では、複雑多様化する災害や大規模災害の発生に対応するため、消防庁舎や消防車両などの整備、消火活動に必要な水利の確保及び消防団組織の活性化のほか、消防職員の能力開発・育成を図ります。

3つ目の施策は「救急体制の充実」です。この施策では、増加する救急需要に対応するため、救急隊の充実、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発を推進します。当施策の説明は以上です。

【基本施策 13. 市民活動】

「市民活動」の分野について御説明いたします。本市では、町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学校PTA等の地域団体や、NPO法人等の市民団体などが、主体的で活発な活動を行っています。こうした市民の力を最大限に活かすことができるよう、市民同士の主体的な活動を促進するとともに、まちづくりへの参加の機会を支援する必要があります。このことを踏まえ、この「市民活動」の分野では2つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「市民活動への支援と協働の推進」です。この施策では、市民が環境問題や高齢者への支援、子供の安全など共通の目的に向かって取り組む活動に参加できるよう、多様な主体が活動しやすい機会の拡大や意識の啓発などを行います。

2つ目の施策は「地域活動の促進」です。この施策では、各地区コミュニティにおいて、町会・自治会を中心とする地域で活動する団体が、良好な近隣関係を形成するとともに、地域で発生する課題を自ら解決できるよう、それぞれの地域の特色・特性に合わせた活動への支援や市民の地域活動への参画機会の拡大を図ります。

【基本施策 14. 多文化共生・男女共同参画・平和】

「多文化共生・男女共同参画・平和」の分野について御説明いたします。

1つ目の施策は「国際交流・多文化共生の推進」です。この施策では、国際感覚を養うとともに、国際理解の促進を図るため、姉妹・友好都市との交流をはじめとした市民主体の国際交流活動を促進します。また、外国人住民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進します。

2つ目の施策は「男女共同参画の推進」です。この施策では、性別に関わらず誰もがさまざまな活動に均等に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画の意識の醸成や性の多様性への理解を進めます。また、配偶者等からの暴力の根絶のため、予防啓発を行うとともに、被害者の安全確保や自立支援を推進します。

3つ目の施策は「平和施策の推進」です。この施策では、市民一人一人が平和都市宣言の趣旨を理解し、恒久平和の達成に向け次世代に平和の大切さを継承していくため、市民意識の啓発を図ります。

【基本施策 16. 生活安全・生活衛生】

「生活安全・生活衛生」の分野について御説明いたします。安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止や衛生環境の向上に取り組む必要があることから、本市では、市民や事業者と一体となった取り組みや意識啓発を行っています。このことを踏まえ、この「生活安全・生活衛生」の分野では4つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「交通安全意識の啓発」です。この施策では、歩行時や自転車・自動車乗車時における交通安全に関する意識を市民自らが持ち、交通事故を回避するための行動を取れるよう、対象者の年代に合わせた交通安全教育や普及啓発活動を推進します。

2つ目の施策は「防犯体制の充実」です。この施策では、犯罪のないまちづくりを推進するため、多様化する詐欺に関する周知・啓発活動等を行うほか、巡回や防犯情報の配信、市民・事業者と連携した防犯活動等を行います。

3つ目の施策は「安心できる消費生活の確立」です。この施策では、市民の消費トラブルを防止・解消するため、消費生活相談の受付のほか、被害に遭わないための知識の啓発や被害に遭った時の相談先・相談方法の情報提供を行います。

4つ目の施策は「生活衛生の向上」です。この施策では、衛生的で快適な生活環境を確保し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、動物の飼い主に対する適正飼養の啓発を行います。

【基本施策 24. 広報広聴・魅力発信】

「広報広聴・魅力発信」の分野について説明いたします。市民の信頼や理解を得ながら行政運営を行うためには、積極的に情報を提供するとともに、市民の声を的確に捉え、市政に活かしていくことが必要です。また、本市には、商業・観光施設や歴史的・文化的遺産、特産品など豊富な地域資源があることから、更なる地域資源の活用とともに、魅力の発信が必要です。これらを踏まえ、この「広報広聴・魅力発信」の分野では2つの施策を推進していきます。

1つ目の施策は「広報・広聴機能の充実」です。この施策では、広く多くの市民へ市政情報を届けるため、多様な媒体を活用して情報提供の充実を図ります。また、複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民ニーズに対応した行政運営を行うため、広聴機能の充実を図ります。

2つ目の施策は「魅力発信の充実」です。この施策では、本市の特性が活かされ、まちの活性化と持続的な発展が実現できるよう、ふなばしアンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園といった観光スポットへの誘客を図るほか、地域資源の磨き上げや新たな魅力の発掘に取り組めます。

以上が本日御審議いただく基本施策の説明となります。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。今回も「基本計画（素案）」の審議となりますが、議事の進め方としては、前回と同様、まず事前に御意見をいただいている委員の方に意見の趣旨等の説明を御発言いただきます。その御意見に対して、市の見解や考え方について回答をいただきます。それを受けて、意見の提案者を含め、委員の方から追加の意見があれば御発言いただき、必要に応じて市側からも回答をいただく流れで進めていきたいと思っております。

【基本施策 11. 防災・減災】

○ 宮脇会長

資料2の一覧の1番目の片桐委員から意見の内容について説明をお願いいたします。

○ 片桐委員

＜現状と課題＞【地域防災力の向上】の3つ目、「災害時に地域で迅速な安否確認を行う為には、同意者の割合を増やす必要があります」と記載されていますが、地域へ渡される安心登録カードは日頃の見守りの為の名簿であり、避難行動要支援者のすべての方が家族の同居等を理由に、地域の見守りを必要としているわけではないと思われま。したがって同意者の割合を増やすのは限界があると考えています。表現を再考していただきたいと思ひます。

○ 地域福祉課長

災害時には、小・中学校・特別支援学校に保管されております避難行動要支援者名簿を用いて安否確認を行うこととなっております。しかし、地域で迅速な安否確認を行っていただくためには、日頃から顔の見える関係づくりが重要と考えております。そうしたことから避難行動要支援者のうち地域への情報提供につきましては、市の社会福祉協議会が実施する安心登録カード事業を通して、町会・自治会長、民生委員・児童委員等へ情報提供することへの同意を得ているところです。

ただし、委員御指摘のとおり同意者の割合を増やしていくことには限界があること、また、令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、個別避難計画の策定が求められることとなったことなどから、現状と課題の記載を検討したいと考えています。

○ 宮協会長

では、次に一覧の2番目の平川委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 平川委員

災害時に、基本的には避難所への避難が周知されていますが、被災者が必ずしも避難所に来なくても良いような体制づくりをお願いします。避難所の運営については、地区町会・自治会連合会が主体と考えますが、個々の町会・自治会に所属する住民の多数が避難してきた場合には対応が困難となります。出来るだけ被災後でも在宅で暮らせるような安全対策等をお願いしたいと思います。また、在宅被災者に対する支援は、目に見えにくく、町会・自治会が主体となって把握し支援しています。横のつながりが小さな単位で行われていると思ひますので、そこは残しつつ、在宅支援の充実をお願いします。

○ 市長公室長

新型コロナウイルス感染症により、在宅避難の重要性がクローズアップされています。在宅避難のためには、住宅の補強・耐震化が重要と認識しているところで、住宅の耐震については、施策3「都市防災機能の向上」の中で、民間住宅の耐震化を促進していきます。併せて、住宅で避難生活を行うためには、備えておくべきことがあります。そこで、家具等の転倒防止対策や、食料・飲料水等のローリングストック、携帯トイレの備蓄、災害情報の取得方法について、周知・啓発をしております。なお、家庭での備蓄がなかなか進んでいない理由としては、賞味期限の管理が課題と認識しています。そこで、日用品をいつもより少し多く買って消費したら買い足すという無理のない備蓄方法、ローリングストックによる備蓄をお願いしております。その他、赤ちゃんやペットのいる家庭等では状況に応じて、必要な備蓄を進めていただくよう、広報紙等を通じてお願いしています。

○ 平川委員

支援物資は避難所に行かないと支給してもらえず、東日本大震災では、ボランティアが支給していたため、来る人来る人に配ってしまい、地域の在宅避難の人まで支援物資が届かなかったというケースを聞いております。そのような点も含め、在宅支援について検討いただければと思ひます。

○ 宮協会長

次に一覧の3番目の稲垣委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 稲垣委員

船橋市では木造密集住宅基本方針が策定されており、指定地域では説明会が開催されていま

す。一方で、地域防災計画では、指定された地域以外でも、火災による被害、焼失損害が多いと想定される地域があると思っています。そうした地域への説明会や危険を軽減する対策が必要と考えています。また、市の緊急輸送路沿いに密集地が存在している場所もあるので、緊急時に輸送路が確保できる取り組みが必要と考えています。

○ 都市政策課長補佐

本市では、大規模地震発生時に想定される延焼火災や建物倒壊による災害危険性を抱えている木造密集住宅地を把握し、市民の皆様幅広く周知し、市民一人一人が災害に備えるとともに、市と市民の皆様が協力して災害に強いまちづくりを進めるため、「船橋市木造密集住宅地基本方針」を令和元年に策定しました。木造密集住宅地の危険性を軽減させるために重要な取り組みとしては施策1「地域防災力の向上」における「市民意識の向上」や「避難体制の充実」、施策3「都市防災機能の向上」における「民間の住宅や建築物の耐震化」等があります。本日御意見いただいた、各密集地域への説明会について周知・実施しておりますが、それ以外の地域もということで、今後、検討していきたいと考えております。

○ 市長公室長

木造密集地について、火災による燃焼が危惧されています。消防が火災現場に到達できないケースもあります。そういったことを考えると、地域住民における初期消火活動が重要な取り組みになります。危機管理課では、地域の初期消火活動を推進しており、その機材を無償で町会・自治会に貸し出し、機材の取り扱いや消火に関する訓練を行っているところです。また、通電火災を防ぐための感震ブレーカーや、家具等の転倒防止対策等の周知・啓発しております。いずれにしても、自助・共助・公助、三者が一体となって防災対策を進めていく必要があり、その視点を持って進めていきます。

○ 宮脇会長

それでは、「11. 防災・減災」の基本施策の内容に対して、本日追加で御意見のある方はお願いいたします。

○ 平川委員

家具の転倒に関するお話をいただきましたが、木造住宅では家具転倒防止装置が取り付けにくくなった状況です。家具転倒防止装置を付けて大丈夫と思っている方もいますが、そうした面も含め啓発していただければと思います。

○ 市長公室長

突っ張り棒による家具転倒防止ができない場合は、家具の下に取り付けるストッパーのようなものもあります。日中に起きる災害にはすぐに逃げるができると思いますが、夜中の災害、特に寝室にいる際に家具転倒防止の対応・周知をお願いしています。

○ 土屋委員

自主防災組織が船橋市全体に占める割合と、組織のない場所への対応について教えていただければと思います。

○ 市長公室長

自主防災組織の結成状況は、今年の4月1日現在で、町会・自治会884団体のうち、自主防災組織は523団体となっています。世帯数で見ると、町会・自治会加入世帯が、20万8,299世帯ですが、自主防災組織が組織されている世帯数は、18万1,712世帯となっています。町会・自治会に入っている世帯数に対する組織率では約89%、全世帯で見ると、59.6%という状況です。町会・自治会が地域で担う重要性は高いと思っています。町会・自治会に加入いただき、地域の活動を認識してもらいたいと思っています。自主防災組織に入っていない方としては、町会・自治会が組織されていないマンションの住民が挙げられます。そうしたマンションに対しても、防災組織を組織すれば支援するようしており、現在16のマンションに対して支援を実施しています。その他の住民に対しては、災害情報を提供しています。

○ 柏木委員

り災証明の発行を含めた、被災者支援の迅速化についても課題だと認識しています。被災者支援について、記載していたほうが良いと考えています。

○ 市長公室長

確かに被災者支援というのは重要な視点であると思います。本市では令和3年10月1日から被災者生活再建支援システムの運用を始めていることから、総合計画への記載を検討したいと思います。

○ 柏木委員

内閣府でも被災者支援システムが開発されていますし、船橋市同様独自に開発している自治体もあります。内閣府の方向性と船橋市の方向性について、関係性を御説明いただくと、市が実施したいことが伝わるのではと思います。市として迅速な被災者支援を行おうとしていることを強調していただければと思います。

○ 宮脇会長

平川委員、土屋委員からありましたように、根底的にはコミュニティの問題が非常に大きいと思っています。それでは「11. 防災・減災」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 12. 消防】

○ 宮脇会長

資料2の一覧の4番目の宇於崎委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 宇於崎委員

<現状と課題>「火災予防の推進」3つ目の説明に、「防火意識の高揚を図る」とありますが、高揚とは『精神や気分などが高まること。また、高めること』であり、意識を高めることの意味として理解はできます。しかし、一般的に「気分が高揚する」などハイな気持ちになることに用いられると考えられ、「防火意識の向上を図る」などのほうが読み手の理解が期待できるように思います。なお、<施策の方向>と主な取り組みにも「高揚」とありますので、あわせて変更してはいかがでしょうか。

○ 消防局予防課長

御指摘を踏まえ、「防火意識の向上を図る」に修正します。<施策の方向>の本文及び主な取り組みについても同様に修正します。また、施策本文と主な取り組みの書き分けができていないことから、施策本文と主な取り組みの書きぶりについて再考いたします。

○ 宮脇会長

一点だけ教えてください。<施策の方向>施策2「消防体制の充実」の主な取り組み「消防職員の育成強化」について、自治体の消防どこでも同じ課題を持っています。船橋市として、消防職員の育成強化の具体的な内容について教えてください。

○ 消防局総務課長

消防職員の育成強化について、定年等で経験豊富な職員が大量に減少する一方で、組織に占める若手職員の割合が大きくなっています。このことから、若手職員に対する指導者不足による育成効率の低下が懸念されますので、指導的立場の職員が、教育機関での研修を受講し、その後はOJTや職場内研修の講師となってより多くの職員に対して指導能力の育成を行っています。また、千葉県消防学校では、研修受講生とは別に教官として2年任期で職員を派遣しています。任期満了後は専門的な知識や技術を組織にフィードバックすることで、人材の育成に取り組んでいます。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。それでは「12. 消防」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 13. 市民活動】

○ 宮脇会長

続いて、基本施策「13. 市民活動」に入ります。資料2の一覧の5番目の宇於崎委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 宇於崎委員

<現状と課題>では、「地域で活動する団体が主体的に課題を解決することが必要」と記載されていますが、<施策の方向>「地域活動の促進」の主な取り組みには「地域で活動する団体の支援」は含まれないのでしょうか。例えば、「地域で活動する団体に対して市立図書館等で情報提供を行い支援する」といった取り組みもあるのではないかと思います。

○ 市民協働課長

「地域で活動する団体の支援」について、対象となる団体は町会・自治会が中心であると考えますが、それ以外の団体に対しては、公益的な活動への補助金制度や、団体運営に関する相談の受付、課題解決のための研修など様々な支援を行っています。

○ 政策企画課長

委員の御指摘をいただき、施策の中身を確認させていただきましたところ、市民活動と地域活動という言葉が混ざっており、使い分けができていませんでした。例えば、御指摘の施策2では実質的に、町会・自治会活動を指しているにも関わらず、地域活動という施策名称になっています。町会・自治会以外の地域活動は、施策1の主な取り組み「市民活動」に包含されていると考えており、施策1、2の名称も含め整理したいと思っています。

○ 宮脇会長

宇於崎委員の御意見の延長になりますが、<施策の方向>施策1「市民活動への支援と協働の推進」について、この施策の主な取り組みの1つが「市民活動の活性化」になります。活性化のために何をやるのかという話だと思っています。施策と取り組みの関係性が素人目線でちぐはぐになっています。具体化した内容を書くことはできないのでしょうか。

○ 政策企画課長

施策名称を見直す際に、主な取り組みについても改める方向で検討したいと思っております。

○ 宮脇会長

防災と関係しますが、町会・自治会への加入促進策の推進が課題として挙げられています。実際に加入していても参加率が減少していることもあります。加入促進策として、船橋市独自の施策はあるのでしょうか。

○ 自治振興課長

加入促進策につきまして、現在のところは自治会連合協議会と共に、パンフレットを作成して、転入者などに説明しています。加入されていない人は若い世代に多いため、リニューアルしたパンフレットでは、そのような世代を対象として、町会・自治会の活動や日常生活への役割などの記載を見直したところです。不動産業界にも協力いただき、契約時に加入案内を働きかけしてもらっています。その他、学校の入学式や母子手帳の交付などのタイミングで、加入促進を図っていくことも、所管内で検討しています。

○ 平川委員

「12. 防災・減災」でも町会・自治会の話題がありましたが、町会・自治会の加入率が本当に下がっているかは疑問です。近年の船橋市では、マンション建設が非常に多くなっています。マンション自体は管理組合を組織しておりますので、既にコミュニティが出来上がっているものと認識しております。マンションの管理組合では、町会・自治会を作ることが少ないので、加入率の数字は実質的に下がっています。しかし、財産管理組合は、町会・自治会が取り組む住民の生活支援は担っていませんが、その他の機能は有していると思っています。

そこで、市にお願いしたいのは、マンションに対して管理組合以外での町会・自治会の組織依頼をお願いしたいと思っています。マンションと戸建て住宅では、生活様式が異なるため、互いが馴染めない部分があり、一緒に町会・自治会を組織することには無理があります。マンション単体で町会・自治会を組織してほしいと思っています。また、マンション建設に際し、

町会・自治会を組織することを自治振興課だけでなくその他の組織に対してもお願いしたいと思います。

○ 自治振興課長

マンション建設事業者は、市役所の各課と協議を行っています。自治振興課として、防犯灯や住居表示をお願いする際に町会・自治会への加入に関してもお願いしております。建設部署などでも重ねてお願いしてもらえるような庁内に向けた取り組みについて考えていく必要性を感じました。

○ 宮脇会長

その他、御指摘事項はありますか。それでは「13. 市民活動」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 14. 多文化共生・男女共同参画・平和】

○ 宮脇会長

続いて、基本施策「14. 多文化共生・男女共同参画・平和」に入ります。資料2の一覧の6、7番目の矢部委員、稲垣委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 矢部委員

<施策の方向>施策2「男女共同参画の推進」主な取り組みでは、「男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進」が挙げられています。市では、具体的にどのようなことを行うのか教えてください。市の役割や、市民への啓もう・情報公開（市役所や市議会の男女比、管理職の割合）を行うことで、市として良い見本となって男女共同参画を推進できるのではと考えました。

○ 職員課人材育成室長

本市では、「船橋市次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、市管理職の女性割合として課長補佐級以上の職に占める女性の割合22%を令和7年度までの目標値として掲げ、男女共同参画を推進しています。また、同計画の取組状況等については、ホームページで公表をしています。なお、令和2年度の課長補佐級以上の職に占める女性の割合は19.92%となっています。

○ 政策企画課長

市議会議員の男女比率については、現在、議員の名簿は公開しているものの、男女の比率は表示していないと伺っています。

○ 稲垣委員

市では毎年平和の集いを開催していますが、応募型と認識しており、児童生徒全員参加ではないと思います。戦争体験を話す高齢者が身近にいる児童も少ないと思いますので、全ての生徒に戦争体験を聞いたり、「平和式典派遣事業」に参加した中高生の報告を聞いたりする機会があればよいと思っています。

○ 総務課長

平和施策は、特に未来を担う若い世代の方に平和への意識を高めていただくことが重要であるものと考えており、中学生以上の学生を広島市・長崎市平和式典へ派遣するとともに平和の集いにおいても、若い世代の方の興味を引くプログラムになるよう努めています。これらの取組を継続し、他市の事業等も参考にしながら、平和について考える機会の創出につなげていければと考えています。

また、教育委員会では、学校教育の場で平和について考えさせ児童生徒の平和に対する意識の向上を図るため、市内の小・中学校及び市立特別支援学校の児童生徒から平和に関する標語を募集しています。募集した標語は、入賞などを決定するほか「平和都市関連標語作品集」とポスター「平和の願い」を作成し、配付することにより周知・啓発を図っています。

○ 宮脇会長

管理職の女性比率は、本庁舎ベースだとどのような数値になるのでしょうか。保育園の園長なども含まれるケースがあり、行政本体とはイメージの違う数値が含まれている可能性もあります。

○ 職員課人材育成室長

本庁舎ベースではわかりません。職員数だと令和2年実績で94名となります。会長御指摘のとおり、保育園の園長等を含む数値となります。

○ 宮脇会長

それでは「14. 多文化共生・男女共同参画・平和」の基本施策は、以上とさせていただきます。

【基本施策 16. 生活安全・生活衛生】

○ 宮脇会長

続いて、基本施策「16. 生活安全・生活衛生」に入ります。この基本施策に対しては当日取扱となる事前意見がなかったようです、本日追加で御意見のある方はお願いいたします。

○ 宮脇会長

ないようですので、「16. 生活安全・生活衛生」の基本施策は以上とさせていただきます。

【基本施策 24. 広報広聴・魅力発信】

○ 宮脇会長

続いて、基本施策「24. 広報広聴・魅力発信」に入ります。資料2の一覧の8、9番目の宇於崎委員、稲垣委員から御意見の説明をお願いいたします。

○ 宇於崎委員

<現状と課題>「広報・広聴機能の充実」の2つ目、「社会情勢の変化とともに登場する新たな情報発信ツールを活用」とありますが、新たな情報発信ツールとして船橋駅前に設置したデジタルサイネージを例示して、「社会情勢の変化とともに登場する、路上に設置されたデジタルサイネージなどの新たな情報発信ツールを活用」としてはいかがでしょうか。

○ 広報課長

情報発信ツールは「路上に設置されたデジタルサイネージ」のようなハード面のみならず、ソフト面での全く新しい情報発信ツールの普及等も想定されますが、具体的な例を挙げることでによりハード面にイメージが固定化する可能性があります。御指摘については、今後のハード・ソフト両面の新たな情報発信ツールを包含する記述となっていることから、記載ぶりについては現状のとおりとさせていただきます。

○ 宇於崎委員

趣旨についてはわかりました。それならば、ハード、ソフト両面について取り入れたいという文言があればと思います。

○ 稲垣委員

認証期間後のふなばしセレクションはどのように扱われているのでしょうか。ふなばしセレクションは船橋市産の優良な商品として選ばれたものです。認証期間後も船橋のPRのためイベントで紹介するなどのフォローがあるのでしょうか。もしくは、商品を新しく掘り起こすのが目的であり、過去の商品はHP等で紹介するだけなののでしょうか。

○ 商工振興課長

ふなばしセレクションは、市として特定商品のPRに関する取り扱いが困難であることから、民間の知見を活かしたブランド産品創生を目的とし、ふなばし産品ブランド協議会が運営しています。3年間の認証期間でのPRでは、認証マークのシールやデザインデータを協議会から無償提供しています。認証期間後は、認証年度を記した認証マークを別途設け、デザインデータは無償提供し、シールは実費負担で提供しています。

○ 宮脇会長

それでは「24. 広報広聴・魅力発信」の基本施策は、以上とさせていただきます。

以上で、本日の議題となっている基本施策の審議が終了しました。委員の皆様からの御意見を踏まえ、基本計画に反映すべき意見等についての集約方法については、会長及び副会長で事務局と調整させていただきたいと考えておりますが、御一任いただくものとしてよろしいでしょうか。それでは議題1は以上となります。

(2) 基本構想（素案）答申案について

○ 宮脇会長

それでは続いて議題2「基本構想（素案）答申案について」の審議に移ります。基本構想（素案）については、9月にパブリックコメントを実施したとのことですので、まずはその結果の報告を受けたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○ 政策企画課長

資料3の「第3次船橋市総合計画基本構想（素案）に対する意見募集の結果について」をご覧ください。基本構想に対するパブリックコメントを9月1日から10月1日まで実施いたしました。御意見の提出者は7人、御意見の数は17件でした。御意見の内容及び、それに対する市の考え方につきましては、資料3を御覧ください。なお、パブリックコメントにおける御意見を踏まえた素案の修正はなかったことを御報告いたします。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。当審議会としてパブリックコメント結果への対応について、何か御質問等ありますでしょうか。

○ 宇於崎委員

市の考え方はHP上に公開されるものでしょうか。

○ 政策企画課長

当審議会終了後に、資料として公開する予定です。

○ 宇於崎委員

市の考え方を提示して、意見を提出した方が御納得するのかが心配です。提出した方への対応は、きちんと説明していただくなど、御配慮いただいた方が良いと考えています。

○ 宮脇会長

続いて基本構想（素案）答申案を委員の皆さんに御確認いただきたいと思います。資料4の答申案を御覧ください。基本構想については、本審議会でも審議を重ねてきており、委員の皆さんの御意見については、事務局にてその都度御対応いただいていたものと考えています。パブリックコメント実施後に、私と副会長及び事務局にて、最終調整を行い、答申案としてまとめました。基本構想（素案）答申案について、事務局から説明していただきます。

○ 政策企画課長

それでは資料4の「基本構想（素案）答申案」の内容について御説明いたします。基本構想（素案）のパブリックコメント実施時点からの主な修正点は「めざすまちの姿」に関するもので2点ございます。まず、1点目は、4ページの「一人一人が自分らしく輝くまち」の本文に「人権や多様性を尊重する意識の醸成を図り、」を追加しております。2点目として、5ページの「住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち」の本文に「複雑化・複合化した課題を抱える人」を追加し、背景にも例示として、ダブルケア、ヤングケアラーの文言を追記しております。

この2点に関しては、これまでの基本計画の審議における御意見を踏まえ、基本構想側にも文言として明記したほうがよいと考え、追加したものになります。このほかの修正点として、各めざすまちの姿の背景に序論で整理している項目から、めざすまちの姿に関連する事項等を追加したほか、全体的に細かな字句の修正を行いました。答申案の説明は以上となります。

○ 宮脇会長

ありがとうございます。基本構想（答申案）について、何か御質問等ありますでしょうか。

それでは、当審議会として、資料3の基本構想（素案）答申案を了承するものとしてよろしいでしょうか。

【委員 異議なし】

ありがとうございます。それでは、この答申案をもって船橋市長へ答申したいと思います。議題2は以上となります。

本日の議題は以上となります。それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

2. その他（次回の予定）

○ 政策企画課総合計画係長

本日も長時間にわたり、ありがとうございました。本日の資料は後日、市のホームページに掲載いたします。また、本日の会議録について、事務局で作成し次第、メール等で送付いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。今後のスケジュールについて御案内いたします。本日の審議会にて基本計画のすべての基本施策を御審議いただきました。これまで4回にわたり御審議いただきありがとうございました。皆様からいただきました御意見を踏まえ、会長、副会長とも調整の上、パブリックコメントに向けて基本計画の素案を修正させていただきます。基本計画のパブリックコメントは、11月5日から12月6日まで実施する予定でございます。24の基本施策の修正素案については、パブリックコメント実施前に委員の皆様へ送付いたします。

続いて、次回の当審議会の予定を御案内いたします。次回の第10回の審議会は12月22日で、時間は午後2時から、会場はこちらの第1会議室となります。第10回が最後の審議会となります。基本計画（素案）の答申案について御審議いただく予定です。答申案については、事前にメールにて送付いたしますので、御確認くださいよう、お願いいたします。第10回の開催案内および出欠の御確認は後日改めて、御連絡いたします。

最後に、本日本車でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車券にスタンプを押させていただきますので、帰りの際に出入り付近にいる事務局職員までお申し付けください。

事務局からの連絡事項は以上です。

○ 宮脇会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉会（16時00分）

以上